

# Issues of CSR (Corporate Social Responsibility) in India —India Japan Pharmaceutical Companies—

## インドのCSR(企業の社会的責任)の課題 —日印製薬企業を中心に—

経済学研究科経済学専攻博士後期課程在学

フヤル モハン

Phuyal Mohan

### はじめに

インドは、1947年の独立後、経済開発戦略の中で、製薬品の輸入代替に成功し、国際的な競争力を持つ輸出企業として育成することに成功を収めている。これらの製薬企業は後にインドのIT産業と並んで、インドの輸入代替開発戦略における稀有の成功例でもある。これらのインドの製薬企業は<sup>1</sup>、疾患の治療、病状の緩和など人々の命や健康にかかわる製品やサービスを提供することによって人々の日常生活を向上させることが本質的な機能である。これらの製薬企業は、人々に直接影響を与える、生命関連製品である医薬品の製造・販売を通じて社会にとって人々の命や健康を維持するという重大な役割を担う社会貢献度の高い業界でもある。

また、近年、インドでもこれらの特質を持っている製薬企業は、盛んになっていることから製薬産業に関するCSR<sup>2</sup>も重視し始めている。本稿では、日本では解明されていない、インドで行われているCSRの発展構造と実際のインドの製薬企業においてCSRは、どのように認識され実行に、移されているのか、インドの製薬企業CSR戦略について考察することにしたい。研究対象としては、日本の製薬企業武田薬品工業株式会社(以下タケダと表記)とインドの上場製薬企業である、サン・ファーマ(Sun Pharma)を取り上げる。

### I. CSRの定義

まず、CSRの定義については、研究者によって様々であるが、本研究ではいくつかの定義を列挙する。谷本(2006)によれば、「CSRとは企業活動のプロセスに社会的公正性や倫理性、環境や人権への配慮を組み込み、ステークホルダー<sup>3</sup>に対して、アカウンタビリティを果たしていく」ことを定義している(寛治, 2006)。また、谷口は、CSRとは、経営者の主観的、倫理的に基礎としていたものを社会的責任や環境の主体化を基礎として企業の社会情勢を展開されたものを指すと特徴づけている。これに加え、谷口は1970年代以前のCSRと1970年後の企業のCSRに大きく変化していると比較

する(照三 谷口, 2007)。例えば、1970年代前の企業のCSRとは一般に経営者の主観的倫理が基礎であったが、1970年代からの企業のCSRは社会の主体として、環境、労働組合、環境保護団体、消費者団体、などの勢力からの批判、攻撃、圧力等の交渉力が重要になっている。

これらの研究者によると企業において社会的責任が考慮させられるようになった歴史は長くないが、一方、現在、企業によるグローバル化、合併、連携、ライセンス、共同開発、共同配送、ジョイントベンチャー等を行うためにCSRは不可欠である。

これらの定義に伴い、経営学においては、企業と環境の関係は、近代管理論、環境適応理論として、野中郁次郎<sup>4)</sup>はコンティンジェンシー理論を分析している。彼によればコンティンジェンシー理論は「組織はや企業は、環境、戦略、技術、規模などに適応した構造をもつことにより、高い成果をあげることができる」とのべている。また、CSR戦略として企業と環境の隙間(ギャップ)を生むためにも経営戦略をCSR観点から評価する必要もあると供述している。これらのことを踏まえて本研究では、インドのCSRの歴史と特徴を解明し、インドと日本の製薬企業<sup>5)</sup>のCSRを検討してみる。

## II. インドのCSRの歴史的背景

### 1. イギリス植民地時代のCSR

インドにおける社会貢献活動の歴史を大きく二つに分けることができる。まず、インド植民地時代の企業の社会的責任を。インドで、CSRは紀元前の時代に国のために国軍の家族に対して当時の王様から行われた金銭的または、物理的援助から始まったといわれている。当時は、このような援助は、組織的や企業の責任ではなく、個人的な感情によるものであったものの、義務化までには至っていなかったが、それも個人の社会に対する貢献として捉えられている。これらの社会的貢献の活動はイギリスの植民地時代に創業された財閥企業の活動から活発化し、後にインドの独立運動にもつながっていったともいわれている。

一方、本稿で、述べる企業の社会的責任活動は、19世紀に創業されたいくつかの企業による様々な社会貢献活動のさらに発展した分野である。また、歴史を振り返るとインド企業の社会的貢献は1947年の独立から大きく変わりつつ、CSRに関する様々な法的規制も制定されている、例えば、この期間では、企業の社会的責任を自己規定から(経営者独自の倫理から)法的規定へ転換した時期でもありともいえる(シュレスタ, 2010)。特に、この期間には、公共部門の国有企業の数も大幅に増加し、国内の環境に関しても複数の規制が制定されている。また、Bajpaiによると、インドでは、CSRという用語自体は、1970年代初めに法的に共通語として使用されはじめたとされている。それまでは、インドの企業の社会に対しての活動は伝統的な慈善活動として捉えたことで、ビジネスが孤立して成功することが困難とされ、企業の持続的な成長のためには社会的な進歩が必要であると認識されている。これに加え、BajpaiはインドのCSRの実践には、倫理的な側面と哲学的側面の両方があるが、特にインドに存在している企業の社会的責任の間には大きなギャップが存在していると供述している

## Issues of CSR (Corporate Social Responsibility) in India

<sup>5</sup> (Bajpai, 2001)。これらの企業の社会的責任のギャップを認識しインド政府は法的規制を重視して、いくつかの法規制を定めるようになる、例として野生生物保護法（1972）、水保全・汚染防止法（1974）、森林保全法（1980）、大気保全・汚染防止法（1981）、環境保護法（1986）などが挙げられる（インドにおける企業の環境社会的責任(CSR)の現状, 2011）。上記のことを踏まえてインドはイギリスの植民地時代に CSR について積極的に貢献していなかったが、1947 年以降は、企業の社会に対する責任感が増しつつ社会に対する企業の責任にも配慮し始めたといわれている。

### 2. 自由経済政策導入からの CSR（1991 年—現在）

インドは、独立から 1980 年代まで社会主義型社会と呼ばれる特殊な経済政策の下で企業の発展を行っていた。また、1991 年の自由経済政策導入後、インド企業は大幅な再編や事業拡大の必要に迫られていた。そして、企業のグローバル化の影響を受けてインドにおいても企業の民営化を促進し、海外企業にも魅力の市場になった。後に、これらの自由経済政策がインドの経済成長の基盤につながっていたともいわれている。

また、1991 年の経済自由化の大きな動きとして民間企業らに対する様々な規制の緩和、外国直接投資の規制などがあった。一方、企業に対する CSR に直接的な規制は定めていなかったことから CSR 規制の必要性を認識し、1992 年に証券取引委員会による上場契約における企業の責任についてのガイドラインを定め CSR に関する様々な取り組みを始めていた<sup>6</sup>。また、インド企業による事業の多角化を重視し、海外企業がインド市場に進出することにより、海外企業の CSR 理念もインドに導入するようになっていた。これらのことをきっかけにインド企業の社会活動としての過去の慈善的な貢献ではなく、現代的な CSR 型に転換するようになった。さらに、これらの CSR 活動を向上する目的でインド政府は、2009 年 12 月にインド企業行動省が CSR に関する自主的なガイドライン *Corporate Social Responsibility Voluntary Guidelines 2009* を発行した (Jayati & Sarkar, 2015)。本ガイドラインはインド政府が発行した唯一の CSR ガイドラインでもある。これらのガイドラインによると企業の CSR 要素として 6 項目を取り上げ、CSR の規制を定めるようになった。以下 2009 年に策定された CSR ガイドラインの主な点である。

- 1) ステークホルダーへの配慮すること
- 2) 企業が倫理的に機能すること
- 3) 従業員の権利及び福祉を尊重すること
- 4) 人権を尊重すること
- 5) 環境を尊重すること
- 6) 社会の包括的な開発のための活動を行う事等である。

さらに、CSR の発展戦略としてインド政府は 2013 年度にインド新会社法を設立し、組織の設立からコミュニティの開発へというスローガンを掲げ、同会社法の第 135 項では、純資産 50 億ルピー

(約 8300 万ドル) 以上、また、売上高 100 億ルピー (1 億 6000 万ドル) 以上、純利益 5000 万ルピー (約 83 万ドル) いずれかの基準を満たすすべての企業 (上場企業も非上場企業も) に CSR 支出を義務づけていた。同法は過去 3 会計年度の平均純利益の最低 2% を CSR 活動に支出するよう企業に奨励している (アパルナ・ベンカタチャラム, 2017)。これらの条項が対象とするのは現在のインドで営業する上場企業 8 千社と多国籍企業で、その年間販売上げ総額は推定 20 億ドルと言われている。これらの条項では、企業の 3 人以上の取締役から構成された CSR 委員会の設置、CSR 活動の基本方針の策定、モニタリング<sup>7</sup>、そして CSR 活動への出資額と年次報告での CSR 活動の報告を企業に義務付けている。これらの CSR 活動の対象としては企業により若干相違点もあるが、一般に CSR 活動の分野も示されている、(例えば 活動分野として 飢饉や貧困の削減活動、教育促進、性差別の撤廃と女性の活用、母親の健康改善、HIV/AIDS 対策、マラリア対策等)。

### Ⅲ. インドの製薬産業

#### 1. インド製薬産業の現状及び特徴

インドの製薬品業界には、24,000 以上の企業が存在している、そのうち組織化されているのは約 330 社にすぎず、大手 10 社が市場の 5 分の 1 以上を占めている (宮城 康史, 2017)。これらの、製薬品産業の中心的大手製薬品企業として、サン・ファーマ、(Sun Pharmaceutical Industries Limited)、ルピン、ドクター・レッドイーズ 等を挙げる(図表 1)。これらの、製薬品企業を注目される理由には、インドのジェネリック医薬品メーカーが、海外のジェネリック医薬メーカーを買収、連携するなど、積極的な動きがあること、安価な医薬品の生産・販売していることなどを挙げることができる。現在、これらの産業は、世界のジェネリック医薬品生産の 20-22% 生産しており、世界における生産量で 3 番目の市場と生産額で 14 位に位置する (Nidhi, Foreign Direct Investment in Indian Pharmaceutical Industry: An Assessment, 2014b)。これらの産業の成長の基盤としては、インドにおける対内直接投資(Foreign Direct Investment; FDI) 製薬品関連分野には、自動認可ルートによる最高 100% までの FDI グリーンフィールド投資とブラウンフィールド投資(既に存在する事業)の 100% の割合で認可を認められるようになっていることが大きな注目点である (IBEF, 2017)。これに伴い、インド医薬品産業が世界から注目されている背景は以下の理由が挙げられる。それは、① 国際的な化学合成技術と品質管理技術があること<sup>8</sup> (アメリカ認定の FDA 医薬品製造工場の数は多い)。② 低コスト、労働コストが先進国と比較すると 6 分の 1 である。③ 豊富な人材や技術的水準が高い点。④ 他国にいない価値があること (例、インド製薬品企業は研究から製造までを一貫して請け負う (CRAMS<sup>9</sup>) 研究製造業務委託サービス) を強化している (Researchs and Markets, 2017) 点である。

現在、インドは製薬品の製造国として注目されており、1996 年から 2006 年までの年間売上高の伸び率は年平均 9% で、これに続き 2015 年は年平均 9.5% の成長率を示している (Sawant, 2014)。こ

## Issues of CSR (Corporate Social Responsibility) in India

の成長率は世界の製薬品市場においても最も多く、アジアでは日本を除いて第3位である、これらの背景には、低い研究コスト、世界レベルの実験設備、人口の増加、人々の収入の増加及び高齢者の増加などが挙げられる。また、インドは日本より研究費が安い、新薬の患者にテストできるまでの規制があることに特徴がある。

**表 1. インドの製薬品企業・医薬品・医療サービス企業ランキング 2017年度)**

順位	会社名	事業内容	外資系株主 比率	時価総額 2017年6月8 日 (日本円)	売上高 2016年度 (日本円)
1	Sun Pharmaceutical (サン・ファーマ)	精神薬、神経薬、心臓 薬、糖尿病薬、ジェネ リック医薬品等	24%	1.23 兆	189 億
2	Lupin (ルピン)	精神病患薬、消火剤、 心臓血管用医薬品等	36%	5210.38 億	76 億
3	Dr. Reddy's Laboratories (Dr. レッデイー ズ・ラボラトリー ズ)	皮膚病、心臓薬、糖尿 病薬、心血管病、オノ コロジ	38%	4207.7 億	50 億
4	Cipla (シプラ)	原薬、診断薬、抗エイ ズ医薬品等	49%	4310.38 億	48 億
5	Aurobindo (オーロビンド・フ ァーマ)	各種抗生物質、抗ウイ ルス、消火器系などの 分野の 200 品目以上の 原薬、注射製剤など	32%	3503.88 億	47 億
6	Cadilac (カデラ薬品)	ジェネリック医薬品。 製剤、獣医製剤、OTC 薬、原薬等	7%	5464.79 億	31 億
7	Divi's (デブイズ・ラボラ トリーズ)	ジェネリック、中間体、 研究、契約製造等	20%	1714.72 億	28 億
8	Glaxosmithkline Consumer health (グラクソ)	インフルエンザ、呼吸 器疾患、婦人科、皮膚 科、肺炎連鎖球菌等	83%	830.42 億	26 億

9	Glenmark (グリーンマーク)	皮膚病治療薬、皮膚炎 治療薬、糖尿病向けの ジェネリック薬等	37%	1819.55 億	23 億
10	Torrent pharma (トレント・ファーマ)	抗感染、抗糖尿病、ジ ェネリック医薬品及び 原薬等	13%	1714.72 億	22 億

出所：(Top Trending Pharma in India, 2016) と各ホームページより筆者作成

表1はインドの製薬品業界における各社の2016年までの売り上げ高と時価総額をしめしている。インドの製薬品企業の売り上げ高を見ると、2016年までにSun Pharmaを第一である。2015年3月にSun Pharmaがランバクシー・ラボラトリーズ吸収合併を行い現在も現在、時価総額と、売上高の比較Sun Pharmaが第1位である。

#### IV. インド製薬企業におけるCSR背景

##### 1. インドの製薬品企業におけるCSR

かつて、インドは、輸入代替産業の育成を目指し、製薬分野において社会主義的産業政策をとってきたが、1970年代の特許法<sup>10</sup>を認めず製法特許だけを認めるようになり、先進国が開発した新薬を製法のみを変えてジェネリック薬として合法的に生産することが可能であった。この法律ではインドはどんな薬も生産できるようになっていたが、2005年にWTOの開発途上国に対する薬の生産特許を打ち切られた。そこで、医薬業界に生き残るため、世界的に合法的なジェネリック薬を展開する戦略を展開した。そのため、インド企業による海外の巨大医薬企業のGE薬の子会社の買収、連携などを行い、さらにインド製薬品企業のグローバル化戦略が目立つた(Kumar, 2003)。このようにインドの製薬品企業は企業のグローバル化が進んでいたが、企業の社会に対する責任は義務になっていなかった。2013年までに、経営者の理念に従い社会との責任としてcharity活動、NGO sponsorship、family trust等を設立し社会貢献活動を行っていた。

現在、インドでは、2013年に定めた、新会社法を従いほとんどの上場企業である、製薬品企業ではCSR戦略を義務化になっているが、大手製薬企業は、正式なCSR方針や認証された管理システムも持っていない現状があるが本研究で取り上げるSun Pharmaは2014年に「Sun Pharma Corporate Social Responsibility Policy 2014」を発行し実行に移している。

##### 1.1 Sun pharma (サン・ファーマ) の概要

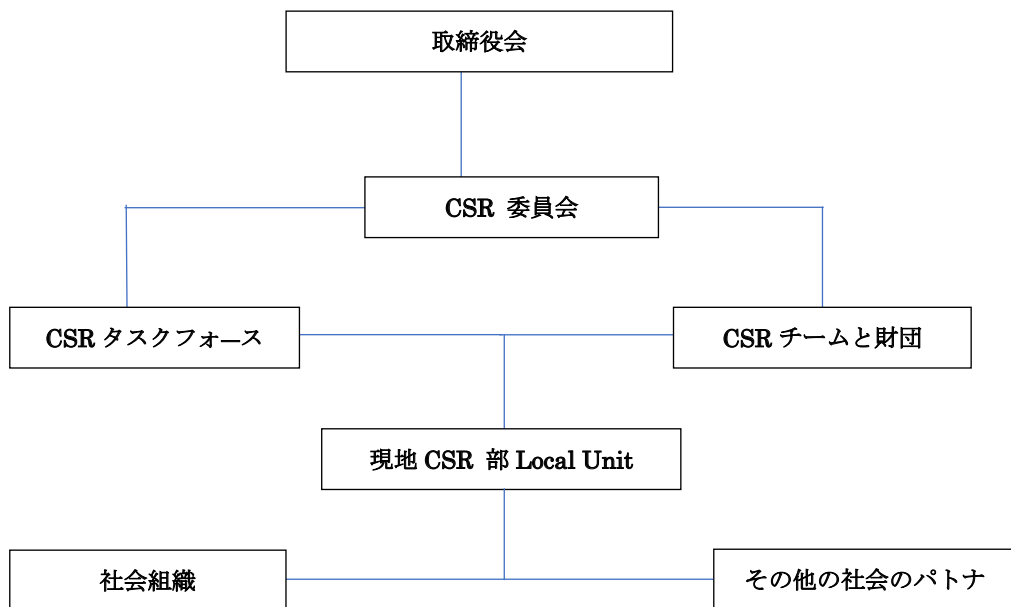
サン・ファーマは、1983年に設立されたインド最大の製薬品企業である。そして、ジェネリック製薬品の製造では世界のトップ10に入っている企業でもある。また、2016年の売上高は288億であり、

## Issues of CSR (Corporate Social Responsibility) in India

現在ではムンバイに本社を置いて現在、グローバル製薬会社として知られている。

サン・ファーマは創業者である デイリブ・サンービ (Dilip Shangghvi) は 1000 万円からサン・ファーマを設立され、1997 年にアメリカ、イзраエル等の製薬品会社を買収 2014 年に、第一三共の子会社で同業のランバクシー・ラボラトリーズを完全吸収合併行われている。これにより、サン・ファーマはジェネリック医薬品で世界 5 位になっている。また、2012 年 3 月から日本におけるジェネリック医薬品（後発医薬品）の開発、製造及び販売、並びに医薬品原料及び中間体の製造、販売を目的としてサン・ファーマ日本にも子会社を設立している。

図表 1. サン・ファーマ ガバナンスの構造 2013 年から現在



出所：(Sun Pharma CSR Policy, 2017) より筆者作成

### 1.2 サン・ファーマの CSR 方針

2014 年に発行された Sun Pharma CSR Policy を下に、CSR 方針(以下 4 点)は以下の目的で策定されている。

- ① コミュニティにサービスを提供す (Giving Back to the Community)、地域社会のニーズに応えることとして、サン・ファーマが地域社会の(利益を中心)還元を最優先事項として取り上げている。また、地域社会の発展がサン・ファーマの成長にもつなげる、とりわけ、地域のニーズに従い、選択と、サポートする方針を掲げている。
- ② 地域社会のニーズを満たす高品質なサポートを提供する。

- ③ 持続可能性の確保、社会の重要なニーズに対応し、一定期間持続可能となるようなコミュニティーへの介入する方針の導入。
- ④ また、研究開発、マーケティング、財務、人材、製品などの社内のリソースを活用して、社会的イニシアチブへの責任を最大限に行うなど挙げている。

## 2. 日本の製薬産業及び医薬市場の特徴

世界で継続的に新薬を創出することができる国は、米国、イギリス、スイス、ドイツ、スウェーデン、フランスそしてアジアを含み、唯一の国として日本を含み7か国であるといわれており、日本の製薬産業構造は、新薬の研究開発中心の先進型である。また、世界市場の11.7%を占め、アメリカに次ぐ世界第2位であり、その9割弱が医療用医薬品で占められている。日本の製薬産業構造は、新薬の研究開発を中心の先進型である。これらの製薬産業は日本経済に大きく貢献している。このように大規模である日本の製薬品市場の特徴としては、① 市場と製薬企業のグローバル化に伴い市場のポードレース化が進んでいること、② 日本市場の製薬品の平均寿命が長いこと、③に、後発医薬品のシェアが低いことなど挙げられる（医薬産業政策研究所, 2017）。

さらに、CSRを通じて社会的価値創造することを日本の製薬企業の根拠にあることから、日本の製薬企業の企業規模も大きく利益が多いことを考えられる。また、国際的なNPO（Non-Profit Organization）と積極的に連携し、長期と継続的支援活動を実施していくことが日本の製薬品企業のCSR活動を実行していると考えられる。大きな注目点として日本の製薬企業のCSR戦略は、社会のニーズを発見し、事業を通してその社会的課題を解決することによって、市場を形成し、企業の価値を向上することを目指していることに日本製薬企業の大きな特徴があると思われる。

表2. 日印製薬産業および医薬市場の比較 2016年時点

	インド	日本
医薬市場規模比率	10位	2位
売上高にせめる研究開発(R&D)	年収益の7-8%決まりがいない	5047億円
事業モデル	後進型、特許を得て新薬の開発等(Low Risk Low Return)	新薬開発を中心に先進型(High Risk High Return)

出所：各ホームページ基に筆者作成



表 3. Sun Pharma (サン・ファーマ) と 武田薬品工業 の比較 2016 年時点

社名	サン・ファーマ	武田薬品工業株式会社
設立/創業	1983年3月1日	1925年1月29日 創業
事業内容	医薬品の研究、製造、販売等	医薬品、医薬部外部などの製造・販売。化粧品、食品、輸出・輸、化学製品並び機械器具等
会社の (ミッション)	The Company intends to undertake its Corporate Social Responsibility (CSR) in a strategic manner, where it leverages its financial and human resources, networks and enterprises to create maximum impact for its stakeholders.	「優れた医薬品の創出を通じて人々の健康と医療の未来に貢献する」グローバル活躍
従業員数	52,700人 (2016年度)	6,780人 (個別) 31,815人 (連結)
資産	20.4 億	38,240 億円
関係会社	24 社、ランバクシーラボラトリーズ、Sun Pharma 米国等	連結グループ当社と連結子会社 135 社、持分法的関連会社 15 社と合わせた 151 社により構成されております
売上収益	40 億円	18,073 億円
売り上げ純利益	6 億円 2015 年度	834 億円
営業利益	10.2 億円 2015 年度	1,205 億円 6.7%
研究開発投資比率	230.25 億円	345,90 億円(19.1%)
CSR 担当部署	コーポレート・ガバナンス部門 7 名 <sup>11</sup> (CSR チーム 3 名) 2013 に設立、 慈善型を中心に社会貢献	コーポレート・コミュニケーション部門(CSR チーム 5 名)

出所：(Sun Pharma Annual Report, 2016) 筆者作成

以上の状況を踏まえて、日本の製薬企業として武田製薬品企業とインドのサン・ファーマの CSR 活動を検討してみる。

## V. 研究成果（日印製薬企業のCSRの実態）

以上のインドと日本の製薬企業の代表するサン・ファーマ製薬品企業と、日本の武田製薬企業のCSR活動を及び特徴を検討した。

これらのインドと日本の製薬企業に共通するCSR戦略の特徴は、CSR本業を通して達成すべき社会的責任であり、製薬企業としてのコミュニティとの社会的責任に関する認識は、創業時から認識されている点である。これらの活動は医薬品の製造・販売を通じて人々の生命と健康に大きな影響を及ぼすという重大な社会的責任を担う製薬企業の特徴がCSRの戦略に反映されていると思われる。このように共通するCSR戦略の特徴がある一方、以下のように異なる特長もある。

インドの製薬企業が過去の社会的責任の慈善活動から戦略的CSR活動を始めた歴史は、長くないが、国内の貧困層への寄付、国内におけるボランティア活動、国内における医薬品及び医療機器の支援、スポーツ支援や文化的な事業として関係のない?イランソローピ活動を実行している。現在、CSR専門組織として設立し始めているが、CSRの制度化や組織化が進んでないことがわかる。また、日本企業が行っている社会的ニーズの解決、NPO、NGOなどの非営利団体との連携が少ないため、将来的に大きくCSR活動の課題を残されていると思われる。

一方日本の武田製薬企業の場合はCSR戦略が積極的かつ本格的に展開されており、グローバル化が進んでいることが理解できる。さらに、CSRを通じて社会的価値を向上することが武田製薬企業の戦略的な策定と実行が進んでいると思われる。

## おわりに

本研究では、インドにおけるCSR活動を紹介した上で大手企業であるサン・ファーマと日本の大手企業武田製薬品工業の特徴及びCSR活動を検討した。日印製薬企業ともにCSRを本業として達成すべき社会的責任であると認識し、製薬企業としての自然な社会的責任に関する認識は創業時点から認識されていることが明らかになった。一方インドの場合は2013年後の新会社法導入後に企業の社会的責任CSRが実行されはじめていることから、積極的にはCSR組織が制度化になっていないことがわかった。さらに、日本の場合は製薬企業においては戦略的なCSRが展開され、社会的市場形成型のCSRは中心であったことをわかった。インドの場合は?イランソローピ型のCSRを実行しているケースが多かった。このような実態は該当企業の経営に直接影響を与えるだけではなく、インドの製薬品企業全体のイメージも低下させるが、インド製薬企業の社会的責任が大きな問題点ではないかと思われる。

---

## 注

<sup>1</sup> インドにおける製薬品の定義は、医薬品等に関する規制法である「薬事法」によって、以下の要に定められている。インドでの医薬ビジネスに関する法規制の根幹を為すものが「The Drugs and Cosmetics Act and Rules」で

日本の薬事法に相当する。これは「the Drugs and Cosmetics Act 1940」及び「The Drugs and Cosmetics Rules, 1945」から成り立ち、他の法令やガイドラインの中ではしばしば「DCA」、「DCR」という表記がみられる。

<sup>2</sup> CSR の定義は研究者によって様々であるが、本研究における CSR とは、企業と外部環境とのかかわりの中で、企業の成長や存続に影響を与える環境主体である「ステークホルダーや社会に対して企業が自発的に果たすべき責任」とする。

<sup>3</sup> 本研究におけるステークホルダーの概念については、Freeman et al., 2007, p.6 の定義にしたがう。彼らは、ステークホルダーの分類は産業の種類、組織、適用領域、歴史的経緯などから数種の基準が提案されている。また、内部と外部のステークホルダー 内部のステークホルダーは所有者である株主、従業員、第一次 (primary)、第二次 (secondary) のステークホルダーに区分し定義している。

<sup>4</sup> 野中郁次郎—一橋大学 名誉教授「日本で最初にコンティンジェンシー理論を発表」彼、によれば有効な組織は、コンテキスト、組織構造、個人造成、組織過程の多面的な環境適合、つまり複合のバランスが必要である。

<sup>5</sup> Bajpai, G.N., *Corporate Social Responsibility in India and Europe: Cross Cultural Perspective*, 2001

<sup>6</sup> 1992年に設置されたインド証券取引委員会(Securities and Exchange Board of India: SEBI)第49条のガイドライン。同ガイドラインには、上場企業に対して取引、会計書、リスクマネジメントへの取り組み、役員の報酬などについての報告が義務付けられている。企業がステークホルダーに対する説明責任を果たすことを述べている。

<sup>7</sup> モニタリングを行うために最低一人の社外取締役を入れる義務化になっている。

<sup>8</sup> Food and Drugs Administration FDA 米国の認可を得ている。現在、175カ所以上の医薬品製造工場が立地する。この数では、インドは世界全体の25-30%に達している。

<sup>9</sup> Contract Research and Manufacturing Services

<sup>10</sup> インド政府の1970年の特許法は(物質特許を認めない)の下で、医薬産業が基幹産業として開いたことにより、「先進国に多岐する途上国のモデル法」として地位を築き上げるようになった。これらの特殊法は、欧州諸国の旧特許法をベースに、導入されたものである。

<sup>11</sup> 新会社法改正2013年を下に、取締役会1名、CSR委員会(3名)、企業団体、CSRタスクフォース、ローカルユニット(Local Unit) CSRチーム、社会組織。

## 参考文献

(2017, 6 11). Retrieved from Sun Pharma CSR Policy :

<https://www.sunpharma.com/sites/default/files/CSR%20Policy.pdf>

(2017, 6 27). Retrieved from 医薬産業政策研究所: <http://www.jpma.or.jp/opir/news/news-36.pdf>

Bajpai. (2001). *Corporate Social Responsibility in India and Europe: Cross Cultural Perspective*.

IBEF. (2017, 6 10). Retrieved from <https://www.ibef.org/industry/pharmaceutical-india.aspx>

Jayati, S., & Sarkar, S. (2015). Corporate Social Responsibility in India- An Effort to Bridge the Welfare Gap. *Indira Gandhi Institute of Development Research*, 1-35.

Kumar, N. (2003). Intellectual Property Rights, Technology and Economic Development: Experiences of Asian countries. *Economic & Political Weekly*, 209.

Nidhi, T. (2014). Foreign Direct Investment in Indian Pharmaceutical Industry: An Assessment. *International Journal of Social Science & Humanities Research*, 20.

*Researchs and Markets*. (2017, 6 10).

Sawant, P. D. (2014). Corporate Social Responsibility of Select Pharma Companies in India: An Exploratory Study. *Global Journal of Commerce & Management Perspective*, 205.

Sen, S. (2007). *Globalisation and Development* . : National Book Trust .

(2016). *Sun Pharma Annual Report* : Sun Pharmaceutical Industries .

*Sun Pharma CSR Policy*. (2017年, 6月11日). アクセス

<https://www.sunpharma.com/sites/default/files/CSR%20Policy.pdf>

アパルナ・ベンカタチャラム. (2017, 5 5). Retrieved from

<http://csr-asia.co.jp/%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%83%89%E3%81%AE%E4%BC%81%E6%A5%AD%EF%BC%9Acsr%E3%81%B82%E3%81%AE%E6%94%AF%E5%87%BA%E7%BE%A9%E5%8B%99/>

(2011). 『インドにおける企業の環境社会的責任(CSR)の現状』 エックス都市研究所.

シュレスト・ブパール・マン. (2010). 『インドにおける CSR の歴史と現状.』 東京都 八王子市: 創価大学.

寛治, 谷本. (2006). *CSR*. NTT.

宮城 康史. (2017, 6 10). *三井物産研究所*. Retrieved from

[www.mitsui.com/mgssi/ja/report/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/10/20/140411q\\_miyagi.pdf](http://www.mitsui.com/mgssi/ja/report/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/10/20/140411q_miyagi.pdf)

金 在淑. (2016). 『CSR 戦略に関する一考察 日韓製薬企業の事例を通して. 製薬企業の特徴 (p. 95). 日本: アジア経営研究学会.

谷口 照三. (2007). 『戦後日本の企業社会と経営思想』 文真堂.

上池 あつこ. (2012). 『インドの製薬産業の発展と企業の能力』 . 『南アジア研究』 第 24, 81. 国立民族学博物館